



とくべつ し えんがっこうそう き くんれん
特別支援学校早期訓練コース

ち てきしょう しやたいしょう
知的 障がい者対象



「トライ！」は、神奈川県が県内各地で実施する障がいのある方を対象とした
公共職業訓練です。

障がいのある方の職業能力を開花させるための豊富な経験やノウハウを持つ
企業・教育機関・特定非営利活動法人に委託して実施しています。

くんれん 訓練 ばんごう 番号	くん れん か 訓練科 ほ しゅう き かん 募集期間は2ページ参照	しょう 障がい く ぶん 区分	ていいん 定員	くん れん き かん 訓練期間 (1か月)
32	しゅうろうじゅん び か 就労準備科	ち てき 知的	10 名	2/2(月) ～ 2/20(金)



くんれんばんごう 訓練番号	32		
くんれん か 訓練科	～あなたにあった就 職 を支援～ 【特別支援学校早期訓練コース】 就 労 準 備 科	ていいん 定員	10名 ^{めい}
		きょうざい ひ 教 材 費	む りょう 無 料
募集期間 12月1日(月) ～ 12月12日(金) 面接日 1月9日(金) 訓練期間 2月2日(月) ～ 2月20日(金)			
じゅこうじょうけん 受講条件	特別支援学校高等部等（神奈川県立普通高校及びインクルーシブ校において 学校長が授業の一環との判断をした場合を含む）に在籍中で10月時点で 就職先が内定していない、令和8年3月に卒業予定の就職希望者に限る		
【訓練目標】 作業実習に併せ、基本的なパソコン操作やビジネスマナーを学び 卒業と同時の就職を目指す			
【訓練時間】 原則9時30分～15時30分			

くんれんがいよう
【訓練概要】

がっ 学 科 : パソコン操作 (タイピング・Word・Excel) (13時間) など

じっ 実 習 : 請求書などの発行・捺印・封入・発送 など (20時間)

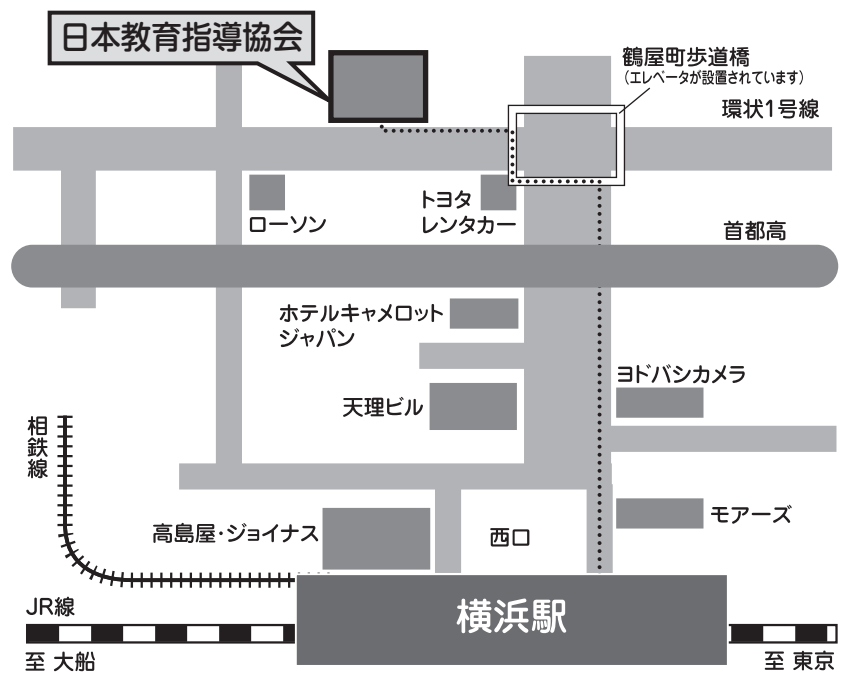
しゅうしょく し えん 就 職 支 援 : ビジスマナー (6時間)、面接指導 (5時間)
しよく む けいれきしよ り れきしよ さくせい し どう 職務経歴書・履歴書の作成指導 (8時間) など

けい じ げん
【計 60時間】

めんせつかいじょう
【面接会場】
くんれんがいじょう
【訓練会場】
じっしゅう ば しょ
【実習場所】

にほんきょういく しどうきょうかい
日本教育指導協会

よこはまし
横浜市
かながわくつるやちょう
神奈川区鶴屋町
3-33-7
よこはま
横浜OSビル3階
301号室



*アクセス JR・京浜急行・相鉄・東急東横・
よこはましえいち かねつ 横浜市営地下鉄・みなとみらい線 (横浜駅) 徒歩8分

じっ し き かん
実施機関

かながわくつるや ちゅうがく しょうかい
株式会社日本教育指導協会

TRY!
トライ!

対象者

ハローワークに障がい者として求職登録をしており、ハローワークにおいて就職のために職業訓練が必要と認められた方で、次の項目を満たす職業訓練期間中の受講が可能な方

●知的障がいのある方

療育手帳をお持ちの方または申請中の方、あるいは公的機関の判定書をお持ちの方

※ 特別支援学校高等部等（神奈川県立普通高校及びインクルーシブ校において学校長が授業の一環と判断をした場合を含む）に在籍中で10月時点で就職先が内定していない、令和8年3月に卒業予定の就職希望者に限ります。

TRY!
トライ!

訓練費用

受講料は無料です。

ただし訓練中の災害・傷害を補償するため、原則として職業訓練生総合保険に加入していただきます。

訓練期間：【1か月】1,900円

TRY!
トライ!

応募手続き（土日祝日を除く）

募集期間内に応募者ご本人が手続きをしてください。（代筆可）

受付場所：学校の所在地を管轄するハローワーク（専門援助部門）

通信制課程に在籍している方が応募される場合は、申込書に学校長の卒業見込証明を記入してもらい（別紙での提出も可）、受付場所はお住まいの住所地を管轄するハローワークとなります。

受付時間：8：30～12：00、13：00～17：00

（電話、郵送、電子メール、FAXでの受付は行っておりません）

かながわしょうがいしゃしよくぎょうのうりよくかいはつこうちょう
神奈川障害者職業能力開発校長 どの 殿

通信制課程在籍者の卒業見込証明記入欄	ハローワーク記入欄
上記の者について、令和 年 月卒業見込であることを証明する。	※受付年月日 年 月 日 ※受付番号 第 号 ※ハローワーク名 ※担当者：
学校名	※区分 ☐ 受講指示 ☐ 受講推薦 ☐ 支援指示
学校所在地	めんせつにちじ ※面接日時
電話番号	1 月 9 日 (金)
校長	じ 時 ぶんから
* 申込者が通信制課程在籍者である場合のみ記入	

備考 1 ^{ひこう} 口の ^{らん} ある欄は、^{がいとう} 該当する ^{ない} 口内 ^{しるし} に ^{きにゆう} レ印 ^{しるし} を ^{きにゆう} 記入 ^{ひつよう} してください。※印欄は、^{しるし} 記入 ^{きにゆう} する必要はありません。

2 ^{こじんじょうほう} 個人情報については「^{こじんじょうほう} 個人情報の保護 ^{ほご} に関する法律 ^{かん}」により ^{ほうりつ} 取り扱 ^{あつか} っており、^{くんれん} この訓練 ^{じっし} を実施する ^{ちくてき} 目的 ^{いさかい} 以外 ^{しよう} に使用 ^{いっさい} することは、一切ありません。

① 神奈川県障害者職業能力開発校に連絡し、面接時間を確認の上、この申込書と面接受付票に日時を記入してください。
② 区分欄の該当区分に☑をしてください。
③ 個人情報保護のため本申込書のFAX送付は、お控えください。

- (1) 申込時に在職中の方は、開講日前に離職している必要があります。
 - (2) 申込時に他の公共職業訓練を受講している方は、受講できません。
 - (3) 提出された「障害者就職促進委託訓練申込書」は、返却いたしません。
 - (4) 応募者が定員に満たない場合は、訓練を中止することがあります。
 - (5) 受講が決定した方は、神奈川県障害者職業能力開発校の受講者として受講していただきます。総訓練時間の80%以上を受講した方には、修了証書を授与いたします。
 - (6) 訓練中に関係機関等の見学が行われることがあります。
 - (7) 訓練の実施に問題が生じた場合（欠席が多い、約束事が守れない等）は、訓練の継続をおことわりすることがあります。
 - (8) 必要に応じて関係機関（学校やハローワーク、その他の支援機関等）と連絡をとらせていただく場合があります。
 - (9) 訓練会場へは、原則として公共交通機関を利用してください。
 - (10) 就職希望者のための訓練です。訓練修了後、3か月以内の就職を目標としてください。
- 訓練が修了した方には修了から3か月後に、就職状況の調査を行います。



め っ う つ ひょう 面 接 受 付 票		
めんせつにち じ ※面接日時は が につ ち きん 1月9日（金） じ ふん ____時____分です	もうしこみしゃ し めい 申 込 者 氏 名 ほんにん き にゅうらん （本人記入欄）	
	うけつけくんれん 受付訓練	しゅうろうじゅん び か 就 労 準 備 科
	※ うけつけねんが び 受付年月日	ねん がつ にち ____年____月____日
	※ うけつけ き かん 受付機関	ハローワーク____担当者____

※ハローワーク^{き にゅうらん}記入欄

めんせつとうじつ
面接当日、このパンフレットを^{かなら も}必ず持ってきてください

- めんせつ けっせき れんらく か な がわしょうがいしゃしよくぎょうのうりよくかいはつこう
・面接の欠席の連絡は、神奈川障害者職業能力開発校へ
TEL： 042-744-5558（^{ちよくつう}直通）、042-744-1243（^{だいひょう}代表）
FAX： 042-740-1497
- めんせつ じゅこうしゃ けってい めんせつにち じ へんこう
・面接により受講者を決定します。面接日時については、変更できません。
- めんせつ じゅこう いよく しゅうしよく いよく じゅこう ひつようせいなど かくにん
・面接は受講の意欲、就職意欲、受講の必要性等について確認させていただきます。
- めんせつとうじつ かなら じ さん
・面接当日、このパンフレットを必ず持参してください。
- もうしこみ こ もうしこ と け ば あい て つづ れんらく
・申込後に申込みを取り消す場合は、手続きをしたハローワークに連絡してください。
- もうしこ めんせつ う ば あい じ たい
・申込みをされても面接を受けなかった場合は、辞退とみなします。
- めんせつ けっせき かた じ たい かた じゅこう むね つう ち そう ふ
・面接を欠席された方、辞退をされた方にも受講できない旨の通知を送付します。
- じゅこう か ひ めんせつ こ しゅうかんぜん こ か な がわしょうがいしゃしよくぎょうのうりよくかいはつこう ほんにんあて つう ち
・受講の可否は、面接後1週間前後で神奈川障害者職業能力開発校より本人宛に通知を
はつそう でん わ およ じゅこう か ひ といあわ うけ つけ
発送します。電話及びFAXによる受講可否のお問合せは受け付けません。

神奈川県内ハローワーク一覧

ハローワーク名	所在地	電話番号 〈部門コード〉	管轄地域
横浜	〒231-0001 横浜市中区新港 1 丁目 6 番 1 号 (よこはま新港合同庁舎)	(045)663-8609 〈46#〉	横浜市のうち神奈川区、西区、中区、南区、 港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区
港北	〒222-0033 横浜市港北区新横浜 3-24-6 (横浜港北地方合同庁舎)	(045)474-1221 〈44#〉	横浜市のうち港北区、緑区、青葉区、都筑区
戸塚	〒244-8560 横浜市戸塚区戸塚町 3722	(045)864-8609 〈43#〉	横浜市のうち戸塚区、泉区、瀬谷区、栄区
横浜南	〒236-8609 横浜市金沢区寺前 1-9-6	(045)788-8609 〈42#〉	横浜市のうち金沢区、 横須賀市のうち船越町、港が丘、田浦港町、 田浦町、田浦大作町、田浦泉町、長浦町、 箱崎町、鷹取、湘南鷹取、追浜本町、夏島町、 浦郷町、追浜東町、追浜町、浜見台、 追浜南町 逗子市、三浦郡（葉山町）
川崎	〒210-0015 川崎市川崎区南町 17-2	(044)244-8609 〈44#〉	川崎市のうち川崎区、幸区 横浜市のうち鶴見区
川崎北	〒213-0011 川崎市高津区久本 3-5-7 新溝ノロビル 4 階（溝ノロ庁舎）	(044)777-8609 〈44#〉	川崎市のうち中原区、高津区、多摩区、 宮前区、麻生区
横須賀	〒238-0013 横須賀市平成町 2-14-19	(046)824-8609 〈43#〉	横須賀市のうちハローワーク横浜南の管轄 を除く地域 三浦市
藤沢	〒251-0054 藤沢市朝日町 5-12 (藤沢労働総合庁舎)	(0466)23-8609 〈47#〉	藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市 高座郡（寒川町）
平塚	〒254-0041 平塚市浅間町 10-22 (平塚地方合同庁舎)	(0463)24-8609 〈43#〉	平塚市、伊勢原市 中郡（大磯町・二宮町）
小田原	〒250-0011 小田原市栄町 1-1-15 ミナカ小田原 9 階	(0465)23-8609 〈44#〉	小田原市 足柄下郡（箱根町・湯河原町・真鶴町）
相模原	〒252-0236 相模原市中央区富士見 6-10-10 (相模原地方合同庁舎)	(042)776-8609 〈43#〉	相模原市
厚木	〒243-0003 厚木市寿町 3-7-10	(046)296-8609 〈45#〉	厚木市、海老名市、座間市 愛甲郡（愛川町・清川村）
大和	〒242-0018 大和市深見西 3-3-21	(046)260-8609 〈42#〉	大和市、綾瀬市
松田	〒258-0003 足柄上郡松田町松田惣領 2037	(0465)82-8609	秦野市、南足柄市、足柄上郡（大井町・ 山北町・開成町・松田町・中井町）

※ 電話、郵送、電子メール、FAXでの受付は行っていません。

※ 電話番号の下に〈部門コード〉の表示のあるハローワークは、自動音声でご案内しています。

